報告第３５号

各種事務事業の取扱い（学校教育事業）の報告について

各種事務事業の取扱い（学校教育事業）について、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

２３－１５
各種事務事業の取扱い（学校教育事業）の報告について

報告事項及び調整結果［※］

(1) 教育委員会会議については、合併時に統一する。
※教育委員会会議については、毎月一回定例会を開催する。

(3) 教育財産の目的外使用については、合併時に統一する。なお、学校プールの貸し出しはしないこととする。
※教育財産の目的外使用については、プール・普通教室・特別教室・幼稚園施設は貸出しない。貸出する施設は、グランド・体育館・柔道場とする。

(4) 学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、新市において調整する。給食センター運営委員会を新市において設置する。給食費は新市において統一する。
※学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。給食費は、合併時に、幼稚園 3,000 円・小学校 3,900 円・中学校 4,600 円に統一する。

(9) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。
※要保護・準要保護児童生徒の就学援助について、認定基準は国の基準に統一し、年３回支給とする。

(12) 校外活動等補助（小学校）については、合併時に統一する。
※校外活動等補助（小学校）は、各学年社会科見学と 4 年生・5 年生・6 年生のキャンプについて年 1 回補助を行う。

(13) 校外・部活動費等補助（中学校）については、それぞれの地理的要素を考慮し、合併時に統一する。

※校外・部活動費等補助（中学校）については、次のとおりとする。

ア　公式戦はバスを借上げする。

イ　東部大会以上は補助金で対応する。

ウ　地理的要素を考慮し、土肥中のみ、練習試合で年 12 回市バスを利用する。

エ　教育活動指導補助金は、生徒指導教諭・進路指導教諭・部活指導教諭に対し、１人当たり年 5,000 円とする。

(14) 就学指導委員会については、合併時に統一する。

※就学指導委員会について、委員は 15 人以内とする。構成は、医師・学校関係者・児童福祉関係者及びその他必要と認めた者の中から教育委員会が任命又は委嘱する。

(15) 町費臨時教諭等措置事業（非常勤講師及び介助職員）については、合併時に統一する。

※町費臨時教諭等措置事業（非常勤講師及び介助職員）については、各学校の状況により実施する。

(16) 心の教室相談事業については、合併時に統一する。

※教室相談事業については、各学校の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(19) 学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、地域性を考慮し合併時に統一する。

※学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、次のとおりとする。

ア　内科医（１校当たり）

■小・中学校 20,000 円＋400 円×生徒数

■幼　稚　園 20,000 円＋400 円×幼児

イ　歯科医（１校当たり）

■小・中学校 20,000 円＋200 円×生徒数

■幼　稚　園 20,000 円＋400 円×幼児

ウ　薬剤師（１校当たり）

■小・中学校 20,000 円

■幼　稚　園 15,000 円